

現 場 説 明 書

工 事 名	築上町新図書館整備工事
工 事 場 所	築上町大字築城1096番地 地内
年 度	令和6・7年度
事 業	築上町図書館整備事業
工 期	契約の効力の発生の日から 令和7年8月29日まで
工 事 範 囲	工事実施設計図書、特記仕様書のとおり。
工 事 仕 様 基 準	国土交通省制定の各公共工事標準仕様書。
留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法、建築基準法、電気事業法、消防法、環境衛生基準、その他の関係法令・通達・指針等を遵守すること。 ・受注者は、発注者と施工日程等の必要事項を協議し、同敷地内の放課後児童クラブ運営に支障がないようにすること。 ・施工時において近隣住民等から本事業に対して要望があった場合、可能な範囲で対応に努めること。 ・工事用水、工事電力、工事用仮設便所、現場事務所等については、受注者の負担にて用意すること。 ・工事着手前に、総合工程表、施工計画書等を作成し、発注者の承諾を得ること。 ・本工事に必要な手続・諸届出は、受注者の責任において速やかに行い、その費用は本工事に含むものとする。 また、検査に要する諸費用も受注者の負担とする。 ・工事現場、搬入道路及び周辺道路は、常に清掃、整理整頓、事故防止等について、常に十分な措置をとること。 ・放課後児童クラブ、周辺住民、通行者への安全・騒音・振動・防塵対策について、十分に配慮し、支障のないよう円滑に実施すること。 また、上記の者への工事動線を考慮した安全対策を実施すること。 ・防災無線及び騒音測定器（敷地内保健センター屋上設置）については常時通電が必要なため、仮設電源設備で対応すること。 ・吹き抜け階段部分の内装の木ルーバーについては京築ヒノキ（不燃処理）を使用すること。 ・本工事により近隣家屋及び工作物に破損又は第三者に被害を及ぼした場合は、受注者の責任・負担において速やかに復旧又は補修をすること。 また、工事期間中の近隣からの苦情は誠意をもって対応し処置内容を発注者に文書にて連絡すること。 ・敷地内は電線及び各種配線配管等の埋設も考えられるので細心の注意を払い施工すること。 ・設計図書等に記載がなくとも、施工上必要と認められるものは本工事内とし、発注者の指示により施工すること。なお、軽微な追加・変更は本工事内とする。 ・低騒音型・低振動型及び排出ガス対策型機械の使用し、工事に伴う振動、騒音、粉塵等は最小限に抑えるように、その防止に努めること。 ・工事期間中は、適正な規模の交通整理員を常駐させること。 ・工事現場までの建設関連車両の通行に支障となるものの養生・撤去・復旧工事は本工事内とする。

留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none">・第三者災害、労務災害等のないよう、工事作業中、作業時間外とも十分な計画のもと安全管理に努めること。・施工時に安全対策として仮囲いを設置すること。・施工後に検査が困難となる工事は、発注者の検査を受けて写真等の記録を行うこと。関係官公庁、事業会社等の立会検査を必要とするものは、発注者と打合せのうえ、受注者は、その手続きを経て立会期日を定めること。・竣工検査時の手直し、引渡し後に生じた欠陥等は、受注者の責任・負担において、速やかに処理すること。・各使用製品等については、設計内訳書・図面等記載の同等品以上のものとする。・本工事の一部を第三者に請け負わせる場合は、町内及び県内事業者との契約に努めること。ただし、技術的に施工可能な町内事業者等がない場合又は工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、この限りではない。・工事進捗状況等のホームページ公開のため、ドローン等を使用した進捗状況の写真撮影を行い、都度提供すること。・工事現場における喫煙は、児童の目に触れない場所を指定し、それ以外の場所で行わないようにすること。・工事完了時の清掃、片付け等を徹底すること。・上記以外で、必要な事項は、双方で協議のうえ決定する。
---------	--